



## 特集

# みんなで作る交通安全

昨年、市内では138件の交通事故が発生しました。事故の状況と防ぐためのポイント、道路交通法の改正についてお知らせします。

問合せ 交通安全運動推進委員会（市民生活課内・☎372-3311・内線2306）

## 市内で発生した交通事故

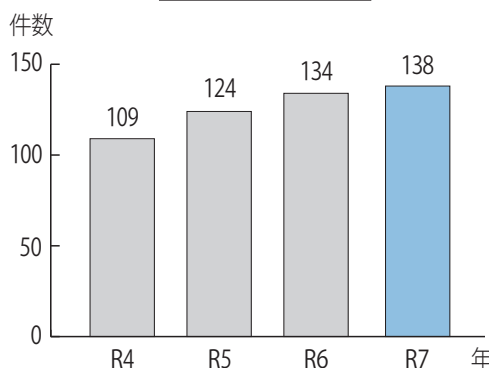
### ◆交通事故の状況

昨年は138件発生し1人が死亡、183人が負傷しました。

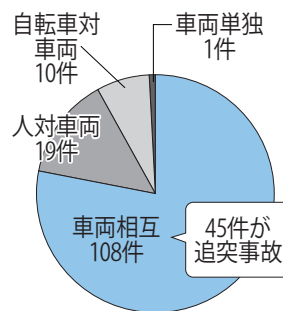
事故の類型を見ると、車両相互が108件で最も多く、うち45件が追突事故です。

次に人対車両が19件で、うち9件が道路横断中です。自転車対車両は10件で、うち4件が出合い頭の事故となっています。事故の種類で最も多い追突事故を防止するため、ドライバーは早めにウインカーを点灯させ、十分な車間距離を保持するようにしましょう。

発生件数の推移



R 7年の類型別発生状況



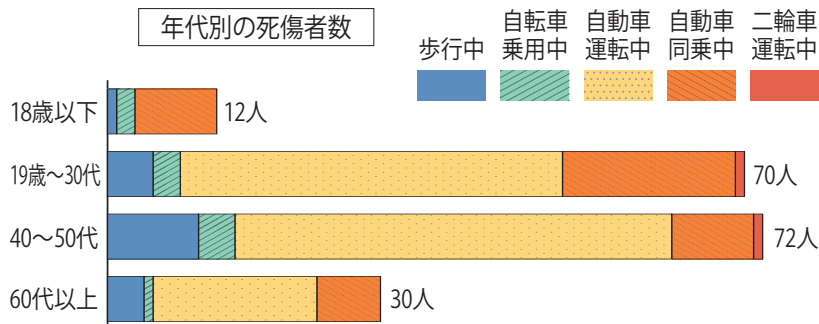
### ◆年代別の死傷者数

市内で発生した交通事故の年代別の死傷者数は、右のとおりです。

交通事故でけがをした方は働き盛りの20～50代が多く、最も多いのは50代の46人で、次いで30代の39人でした。

交通量が多くなる通勤・帰宅時間帯は特に余裕のある運転を心掛けましょう。

年代別の死傷者数



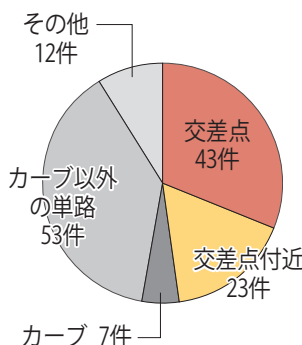
### ◆場所別の事故発生件数

昨年発生した交通事故のうち、約半数の66件が交差点と交差点付近で発生し、90人が死傷しました。

交差点は交通事故が多発する箇所です。ドライバーは事故を起こさないために交通ルールを守り、交差点に近づいたらスピードダウンしましょう。交差点はもちろん、交差点以外でも歩行者の動向に十分注意してください。

自転車の場合は必ず交差点の手前で止まり、左右の安全を確認してから通行しましょう。

R 7年の道路の形状別発生件数



\*グラフはいずれも交通事故統計分析表からです。

### 歩行者の皆さんへ

交通事故を防ぐには、歩行者も注意することが必要です。

道路の斜め横断は大変危険です。できるだけ横断歩道を渡り、無理な横断はやめましょう。

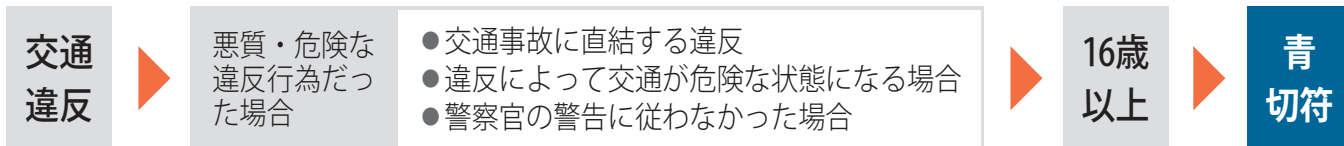


# 道路交通法の改正

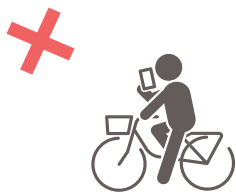
## ◆自転車の違反に交通反則通告制度（青切符）が導入

交通反則通告制度（青切符）とは、交通違反に対して警察から交付される比較的軽い違反の反則切符のことです。検挙後の手続きが迅速化され、反則金を納付すると刑事処分（前科）にはならず、裁判もありません。

〈取り締まりの流れ〉

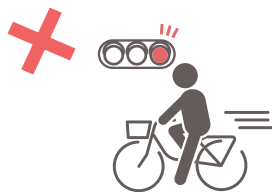


### 携帯電話の使用



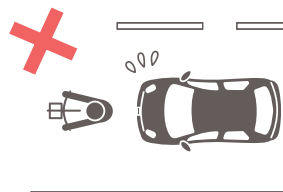
運転しながら、手に持って通話したり画面を注視したりしてはいけません

### 信号無視



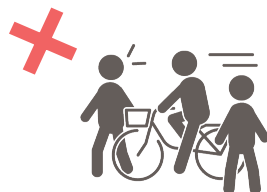
車道では車両用信号、横断歩道を渡る時は歩行者用信号機に従ってください

### 通行区分違反



原則、車道の左側通行です（歩道通行可の標識があるところ、13歳未満・70歳以上の方は歩道通行可）

### 歩道徐行の義務違反



歩道を通行する時は、歩道の中央から車道寄りを行進しなければなりません

### 横断歩行者を妨害



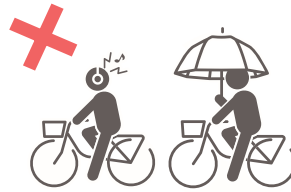
横断歩道の近くでは直前で停止できる速度で通行し、歩行者がいる時は通行を妨げてはいけません

### 自転車に乗ったまま横断



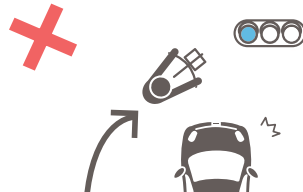
横断歩道を通行する時に歩行者を妨げる恐れがある場合、自転車に乗ったまま横断してはいけません

### 傘差し・イヤホン



傘を差しながらや、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態で運転してはいけません

### 交差点右左折方法違反



左折する時はできるだけ左端に寄り、信号機がある交差点で右折する時は二段階右折してください

## ◆自動車も自転車などの右側を通過する時の通行方法

自動車が自転車や歩行者の右側を追い抜く時は、十分に横の間隔をとるか、時速20～30kmの安全な速度で通過しなければなりません。自転車も追い抜かれる時は、できるだけ左に寄って追い抜きに協力しなければなりません。違反した場合、ドライバーは違反点数2点・反則金7,000円、自転車乗用者は反則金5,000円が科されます。



## ◆生活道路での法定速度の引き下げ（9月1日施行）

生活道路での法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。

\*生活道路とは、地域住民が日常生活に利用し、センターラインや分離帯などがなく、幅員が約5.5m以下の道路のことです。



交通安全運動推進委員会では、交通安全に関する情報をまとめた「セーフティきたひろしま」を作成しています。二次元コードが市ホームページからご覧ください。

